

3 高地震第 391 号

令和 4 年 3 月 16 日

一般社団法人
高知県建設業協会、会長 様

高知県知事 濱田 省司



津波災害警戒区域の指定について（通知）

日頃は、高知県の南海トラフ地震対策にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、近年、最大クラスの津波から命を守るために重要となる「津波からの早期避難の意識」が低下傾向にあり、自助の啓発を一段引き上げる必要があります。このため、高知県では、各世代が日常的に利用する社会福祉施設、学校、医療施設において、改めて津波避難について考えていただく機会をつくることで津波早期避難意識の向上を図るため、令和 4 年 3 月末に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）（以下、警戒区域という。）の指定を行うことといたしました。

宅地建物取引業法第 35 条及び宅地建物取引業法施行規則第 16 条により、取引対象となる物件が警戒区域内にあるときは、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明することが必要となります。

つきましては、貴団体におかれまして、下記のとおり、加盟企業や会員等の皆様への周知のご協力をお願い申し上げます。

記

1. 指定予定日

令和 4 年 3 月 25 日

2. 指定範囲

沿岸 19 市町村の現在の最大クラスの津波ハザードマップと同じ区域

なお、警戒区域の指定後は、高知県南海トラフ地震対策課 HP で「津波災害警戒区域図」を閲覧できます。また、南海トラフ地震対策課及び警戒区域が位置する市町村の担当窓口でも閲覧できます。

3. 参考資料

別添のとおり

<お問い合わせ先>

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課

対策推進担当 小笠原、小松

TEL 088-823-9386 FAX 088-823-9253

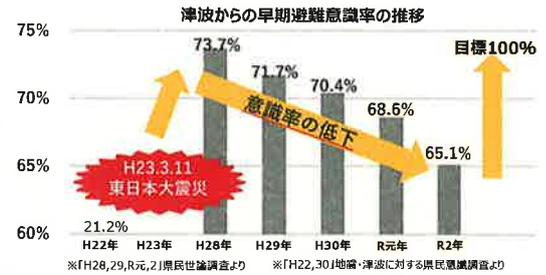
E メール 010201@ken.pref.kochi.lg.jp

津波災害警戒区域の重要事項説明に関する参考資料

指定の目的

近年、最大クラスの津波から命を守るために重要となる「津波からの早期避難の意識」が低下傾向にあり、自助の啓発を一段引き上げる必要があります。

このため、高知県では、各世代が日常的に利用する社会福祉施設、学校、医療施設において、改めて津波避難について考えていただく機会をつくることで津波早期避難意識の向上を図るため、令和4年3月末に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を行うことといたしました。



津波災害警戒区域（イエローゾーン）

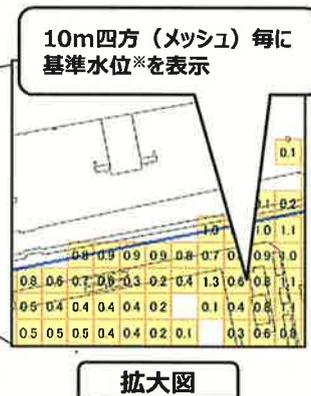
【令和4年3月末に指定】

最大クラスの津波が発生した場合でも、「なんとしても命を守る」ため、津波から逃げるための体制を、以下の取組により強化し、津波に対して安全な地域づくりを進める区域です。

- 宅地建物取引業者は不動産取引の際に津波災害警戒区域に位置する物件を取引対象にする場合は、重要事項説明が必要となります。（宅地建物取引業法第35条及び宅地建物取引業法施行規則第16条より）
- 市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設などでは、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が必要となります。

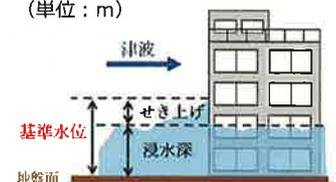
指定範囲

沿岸19市町村の現在の津波ハザードマップと同じ区域を指定します。（右図）津波災害警戒区域図は、区域指定の公示後、高知県南海トラフ地震対策課のHPで閲覧できます。また、南海トラフ地震対策課の窓口や区域が位置する市町村の担当窓口でも閲覧が可能です。



※基準水位

津波浸水想定時の浸水深に津波が建物等に衝突した際のせき上げ高さを加えた水位（単位：m）



津波災害警戒区域の指定では、開発行為や建築に制限はありません。

【参考】津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）

【今回指定なし】

津波災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、一定の社会福祉施設、学校、医療施設の開発行為や建築の際には、最大クラスの津波に対して安全な構造にすることが必要となる区域です。

高知県では、現時点※で津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を指定していません。最新の指定状況は、高知県南海トラフ地震対策課のHPをご覧ください。

※令和4年（2022年）3月末時点

お問い合わせ先

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課

TEL : 088-823-9386

Mail : 010201@ken.pref.kochi.lg.jp

令和4年（2022年）3月作成